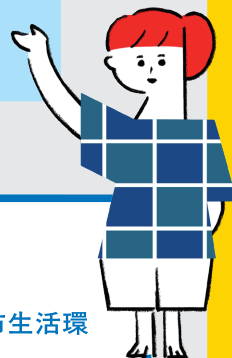


この建物の再エネについてご説明します

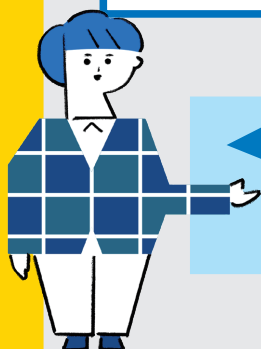
横浜市再エネ・省エネ説明制度



制度の概要

- ・この制度は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づくものです。
- ・横浜市では、建築主は再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」）を設置するよう努めることとしています。
- ・横浜市で10㎡を超える新築・増築を行う際、建築士から建築主に対して、再エネ利用設備に関する下記の「説明される内容」について、書面を交付して説明することが義務付けられています。

※説明を要しない旨の意思を表明した場合、詳細の説明は行われません。



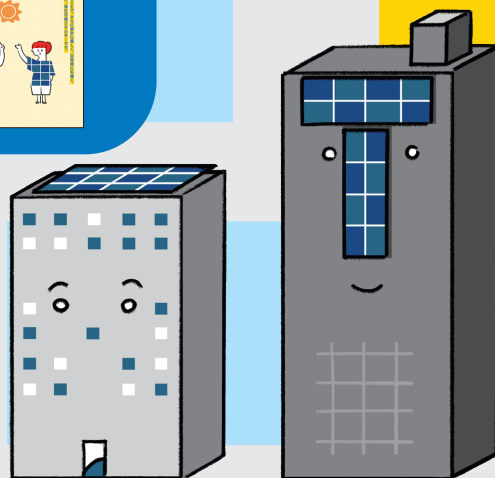
まずは別冊の「よこはま再エネの
スズメ」を読んで、再エネについてよく知ってみましょう



説明される内容

※下記の内容について、別途書面を交付して説明が行われます。

- ・設置可能な再エネ利用設備
- ・設置可能な規模



再エネについての
説明を希望します

氏名

※説明を希望しない場合は以下を記入

建築士の氏名	建築士	登録 第 _____ 号
建築物の所在地 横浜市 _____ 区 _____		
建築主チェック欄 建築主の氏名		
☐ 説明を希望しません _____ 年 ____ 月 ____ 日		